



根室市障がい福祉計画

◆第4期(平成27年度～平成29年度)◆

平成27年3月

根 室 市

目 次

第1. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象者	1
4. 前期計画からの制度の動向	2
5. 計画期間	2

第2. 平成29年度の目標設定

1. 障がい福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定	3
（1）福祉施設入所者の地域生活への移行	3
①平成25年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行するものの数	3
②平成25年度末時点の施設入所者の減少数	3
（2）地域生活支援拠点等の整備	4
（3）福祉施設から一般就労への移行	4

第3 障がい福祉サービス等

1. 障がい福祉サービス等の概要	5
○自立支援給付	5
○地域生活支援事業	5
2. 障がい福祉サービスの実績と見込量	6
（1）訪問系サービス	6
①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護	6
④行動援護、⑤重度障がい者等包括支援	7
（2）日中活動系サービス	8
①生活介護、②自立訓練（機能訓練）、③自立訓練（生活訓練）	8
④就労移行支援、⑤就労継続支援（A型）、⑥就労継続支援（B型）	9
⑦療養介護、⑧短期入所（ショートステイ）	10
（3）居住系サービス	11
①共同生活援助、②施設入所支援	11
3. 地域生活支援事業の実績と見込量	12
①理解促進研修啓発事業、②自発的活動支援事業	12
③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業	12

⑤意思疎通支援事業、⑥日常生活用具給付等事業	13
⑦手話奉仕員養成研修事業	13
⑧移動支援事業、⑨地域活動支援センター事業、⑩日中一時支援事業	14
⑪訪問入浴サービス事業、⑫その他事業	15
4. 相談支援の見込量	16
①計画相談支援、②地域移行支援、③地域定着支援	16

第4 子どもへの支援

1. 障がいのある子どもへの支援	17
2. 障がい児通所支援の実績と見込量	17
①児童発達支援、②放課後等デイサービス	17
③障がい児相談支援	18

第5 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携と理解の促進	19
（1）関係機関関係団体との連携、（2）庁内連携体制の強化	19
（3）国北海道との連携、（4）障がいに対する理解の促進	19
2. 計画の進捗管理（PDCAサイクル）	20

～「障がい」・「障害」の表記について～
 本計画では、法令・制度や名称等の一部を除き原則として「障がい」の表記を採用しています。

第 1. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）に規定する「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針（以下、「基本指針」）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」や「地域生活支援事業」などの各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における数値目標の設定及び障がい福祉サービス等に関する各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく、市町村障がい福祉計画として策定するもので、障害者基本法第11条に基づき策定する根室市障がい者計画の実施計画的な位置づけとなるものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び北海道障がい福祉計画並びに当市の策定する各計画との整合性を図ります。

区分	計画名称	計画期間（平成25年度～平成36年度）											
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
国	障害者基本計画	→											
	基本指針	⇒											
北海道	北海道障がい者基本計画	→											
	北海道障がい福祉計画（3期）			→									
根室市	第9期根室市総合計画	→											
	根室市障がい者計画	-----→											
	根室市障がい福祉計画	-----→											
	根室市子ども子育て支援事業計画			→									

3. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定する「障害者等」とします。また、「障がい児」とは、同法第4条第2項に規定する「障害児」とします。

4. 前期計画からの制度の動向

平成23年度の障がい福祉計画（第3期）策定以降、障がい福祉施策に関する制度改正等が行なわれています。

【主な制度改正の状況】

平成24年度	<p>■障害者自立支援法及び児童福祉法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所支援事業等を児童福祉法に一本化 <p>■障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待について規定（障がい児は児童福祉法で対応） ・市町村への通報義務 ・通報窓口として市町村に「障がい者虐待防止センター」を設置
平成25年度	<p>■障害者総合支援法一部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者を障がい者の範囲に加える ・サービス基盤の計画的整備 ほか <p>■国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労施設等から優先的に物品や役務の調達を図る <p>■障害者の雇用の促進等に関する法律一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の法定雇用率を1.8%から2.0%に引き上げ等 <p>■障害者権利条約の批准</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の権利の実現に向けた取組みの強化、人権尊重の国際協力の推進
平成26年度	<p>■障害者総合支援法全部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム[※]とケアホーム[※]の一元化 ・重度訪問介護の対象者拡大 ・地域移行支援の対象者拡大 ※全ての福祉サービス利用者にサービス等利用計画策定の義務付け <p>■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の地域生活の以降を促進するため保護者制度を廃止 ほか
平成28年度	<p>■障害者差別解消法施行（予定）</p>

5. 計画期間

市町村障がい福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められていることから、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

※グループホーム：共同生活を営むべき住居において相談や援助を行う障がい福祉サービス。

※ケアホーム：共同生活を営むべき住居において介護やその他の援助を行う障がい福祉サービス。

第2. 平成29年度の目標設定

1. 障がい福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定

本項では、国の基本理念を踏まえ、地域生活への移行及び就労の支援等について、国が定める基本指針に基づき、平成29年度の数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

①平成25年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成29年度末の目標値	5人
目標設定にあたっての考え方	国指針を踏まえ、自立訓練事業等を利用し、地域生活への移行を図る。
国指針	平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとする。 ※平成25年度末時点の施設入所者42人
第3期計画の状況	目標値 3人、平成25年度末実績値 4人

②平成25年度末時点の施設入所者の減少数

平成29年度末の目標値	2人
目標設定にあたっての考え方	国指針を踏まえ、地域生活への移行と訪問系サービス等の充実を図る。
国指針	平成29年度末における福祉施設入所者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数を4%以上削減することとする。 ※平成25年度末時点の根室市の施設入所者 42人
前期計画（第3期）の状況	目標値 3人、平成25年度末実績値 6人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末の目標値	1か所
目標設定にあたっての考え方	国指針を踏まえ、関係機関や事業所等と協議を図る。
国指針	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度末の目標値	3人
目標設定にあたっての考え方	国指針に加え、就労支援事業等を利用し、一般就労への移行を図る。
国指針	福祉施設の利用者のうち、就労支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成24年度の移行実績の2倍以上とする。
第3期計画の状況	目標値 3人 平成25年度末実績値 0人

第3. 障がい福祉サービス等

1. 障がい福祉サービス等の概要

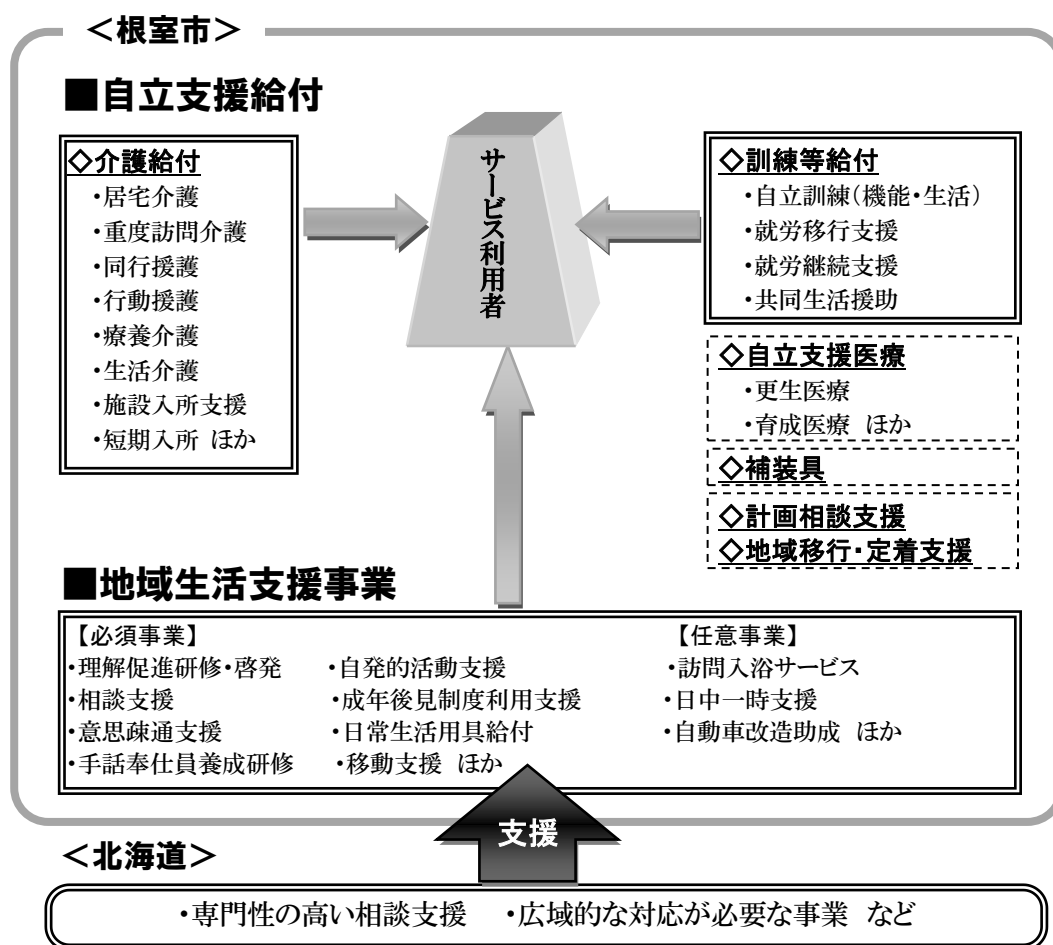
(1) 自立支援給付

すべての市町村で利用できる共通のサービスで、介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具・計画相談支援に区分されます。

(2) 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて提供するサービスで、日常生活用具給付・移動支援事業・手話奉仕員養成研修など、柔軟な形態による各種事業を行っています。

<サービスの体系図>



2. 障がい福祉サービスの実績と見込量

本項では、基本指針に定める平成29年度における目標数値や平成26年度までの実績等を踏まえ、平成27年度から平成29年度の3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

《内容》障がいのある人の自宅で、食事・入浴・排せつ等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助や通院等介助を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
居宅介護	時間分/月	400	49	400	72	400	71	72	72	72
	人分/月	-	6	-	8	-	8	8	8	8

② 重度訪問介護

《内容》障がいのある人の自宅で本人の家事援助や身体介護を行うとともに、長時間の見守りにより総合的な支援を行います。また、外出支援を組み合わせることができます。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
重度訪問介護	時間分/月	400	235	400	318	400	462	464	464	464
	人分/月	-	1	-	3	-	4	4	4	4

③ 同行援護

《内容》視覚障がいのある人に、外出時において移動に必要な情報の提供や外出時に必要な支援を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
同行援護	時間分/月	0	9	0	6	0	3	4	4	4
	人分/月	-	2	-	2	-	2	2	2	2

④ 行動援護

《内容》知的・精神障がいのある人で、様々な行動障がいがあるため、常時介護が必要な人に対して、外出時の支援や行動の際に生じる危険回避のための必要な援護を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
行動援護	時間分/月	50	2	50	0	50	0	3	3	3
	人分/月	-	1	-	0	-	0	1	1	1

⑤ 重度障がい者等包括支援

《内容》重度障がいのある人に必要な障がい福祉サービス（重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護等）を包括的に提供し、重度障がいのある人が地域で安心して生活が続けられるよう支援します。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
重度障がい者等包括支援	時間分/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人分/月	-	0	-	0	-	0	0	0	0

※利用実績ないため、見込なし

【見込量確保の方策】

居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、平成24年度からの地域移行支援施策の推進に伴う利用増により、将来的な需要が増えることが予想されます。本サービスは、障がいのある人が地域で生活するための基本的なサービスであることから、必要なサービス量を確保するために事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

《内容》福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
生活介護	人日分/月	1,100	1,131	1,100	1,099	1,100	1,060	1,092	1,092	1,092
	人分/月	50	51	50	50	50	52	52	52	52

② 自立訓練（機能訓練）

《内容》日常生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや相談支援等を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
自立訓練 (機能)	人日分/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人分/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 自立訓練（生活訓練）

《内容》地域生活を営む上で必要となる生活能力の習得を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練や、日常生活上の相談支援等を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
自立訓練 (生活)	人日分/月	308	243	308	166	308	238	240	285	315
	人分/月	14	1	14	1	14	16	16	19	21

④ 就労移行支援

《内容》一般企業などでの就労に向けて、事業所内や企業における作業訓練や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
就労移行支援	人日分/月	22	20	22	6	22	22	22	22	22
	人分/月	1	1	1	1	1	1	1	1	2

⑤ 就労継続支援（A型）

《内容》一般企業などに雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
就労継続支援（A）	人日分/月	22	18	22	23	22	33	66	66	66
	人分/月	1	1	1	1	1	3	3	3	3

⑥ 就労継続支援（B型）

《内容》心身の状態などの事情により、一般就労や就労継続支援A型で雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会を提供（雇用契約は結ばない）することで、作業能力や知識の維持・向上のための訓練や支援を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
就労継続支援（B）	人日分/月	1,254	994	1,254	1,039	1,254	1,014	1,064	1,064	1,064
	人分/月	57	55	57	57	57	56	56	56	56

⑦ 療養介護

《内容》指定された医療機関等において、機能訓練や療養上の管理、看護、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の援助等を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
療養介護	人日分/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人分/月	8	8	8	8	8	9	9	9	9

⑧ 短期入所（ショートステイ）

《内容》家族等が事情により介護ができない場合に、短期間、障がい者支援施設などで、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
短期入所	人日分/月	28	11	28	32	28	55	60	60	60
	人分/月	4	4	4	5	4	6	6	6	6

【見込量確保の方策】

生活介護や就労支援等をはじめとする日中活動系サービスについては、国の地域移行施策の推進に伴い、将来的な利用者の増加が見込まれます。本サービスは、地域で自立した生活を送るうえで必要なサービスであることから、事業所と緊密な連携を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

《内容》グループホーム※において、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援や、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。(平成26年4月から共同生活介護は共同生活援助に一元化されました。)

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
共同生活援助	人日分/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人分/月	33	34	33	35	33	37	37	40	42

② 施設入所支援

《内容》日常的な介護が必要な人や、通所して自立訓練、就労移行支援のサービスを利用することが困難な人に対して、施設入所により、夜間における日常生活上の支援を行います。

サービス名称	単位	第3期計画						第4期計画		
		H24計画	H24実績	H25計画	H25実績	H26計画	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
施設入所支援	人日分/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人分/月	45	46	47	42	55	39	39	39	37

【見込量確保の方策】

グループホーム※等の整備にあたっては、国の基本方針に定める「地域生活支援拠点等の整備」に即し、障がいのある人の高齢化や保護者がいない状況等を見据え、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、その状況などに応じた施設整備に関する検討を行い、居住の場の確保に努めます。

※グループホーム:障がい福祉サービスのひとつで、共同生活を営むべき住居において相談や援助を行うもの。

3. 地域生活支援事業の実績と見込量

本項では、地域生活支援事業のこれまでの実績等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年における見込量を定めるとともに、地域の特性や利用者の状況に応じたサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

① 理解促進研修・啓発事業（新）

《内容》研修や啓発を通じて、障がいや障がいのある人の理解を深めるために、地域住民への働きかけを行います。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実施の有無	-	-	-	-	-	-	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業（新）

《内容》障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、地域住民や障がい者等による地域での自発的な取組みや活動を支援します。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実施の有無	-	-	-	-	-	-	実施	実施	実施

③ 相談支援事業（市町村相談支援事業機能強化事業）

《内容》一般の相談支援に加え、社会福祉士等の資格を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実施の有無	-	-	-	-	-	-	実施	実施	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

《内容》判断能力が不十分な知的・精神の障がいのある人の後見申し立ての手続き等を支援します。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実利用者（人）	-	-	-	-	-	-	1	1	1

⑤ 意思疎通支援事業

(手話通訳者・要約筆記[※]者派遣事業、手話通訳者設置事業)

《内容》主に手話通訳者を派遣し、聴覚障がいのある人の円滑な意思疎通を支援します。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実利用者(人)	-	10	-	12	-	13	15	15	15
配置人員数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
【見込量確保の方策】 手話奉仕員養成事業等を通じ、手話通訳者の確保に努めます。									

⑥ 日常生活用具給付等事業

《内容》障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるため、各種用具の給付等を実施し、地域生活を支援します。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
件	633	340	633	403	633	801	801	801	801
【見込量確保の方策】 利用者への日常生活用具に関する情報提供の充実に努めます。									

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

《内容》聴覚障がいの人との交流活動等を促進するため、日常会話程度の手話表現技術を取得するための養成研修を行います。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
登録者数(人)	10	3	10	4	10	5	5	5	5
【見込量確保の方策】 広報等を活用し、事業の周知を図り、手話奉仕員の養成に努めます。									

※要約筆記:聴覚障がいある人への情報保障手段のひとつで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。

⑧ 移動支援事業

《内容》身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人を対象に、余暇活動などの社会参加や日用品の購入のための外出に同行するヘルパーの派遣を行います。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実利用者数(人)	7	2	7	2	7	2	2	2	2
延べ利用時間	90	121	90	140	90	140	140	140	140
【見込量確保の方策】 広報等を活用し、周知を図るとともに、事業所との円滑な連携に努めます。									

⑨ 地域活動支援センター事業

《内容》障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や園芸作業の機会等を提供するとともに、地域住民との交流を促進し、社会参加を支援します。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実利用者数(人)	10	5	10	7	10	9	10	10	10
【見込量確保の方策】 広報等を活用し、周知を図るとともに、事業所との円滑な連携に努めます。									

⑩ 日中一時支援事業

《内容》保護者の円滑な就労等を支援するため、小学生等の一時預かりを行います。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実利用者数(人)	-	3	-	4	-	2	2	2	2
【見込量確保の方策】 広報等を活用し、周知を図るとともに、事業所との円滑な連携に努めます。									

⑪ 訪問入浴サービス事業

《内容》身体障がいのある人を支援するため、居宅を訪問し、入浴車両により入浴サービスを提供します。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
実利用者数(人)	-	2	-	2	-	3	3	3	3

【見込量確保の方策】

広報等を活用し、周知を図るとともに、事業所との円滑な連携に努めます。

⑫ その他の事業

市では、その他の事業として、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許・改造助成事業、その他社会参加促進事業を実施しています。

4. 相談支援の見込量

平成24年の障害者総合支援法改正に伴い、相談支援体制の強化が図られ、障がい福祉サービス利用時のサービス等利用計画の作成が義務付けられました。

◆第4期計画見込量 「(新)」は、本計画より新たに追加となった事業

① 計画相談支援（新）

《内容》利用者の状態やニーズを勘案し、連続性及び一貫性を持ったサービスが提供されるよう調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認し、サービス等利用計画の必要な見直しを行います。

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人分/月	15	15	15
【見込量確保の方策】 広報等を活用し、周知を図るとともに、事業所との円滑な連携に努めます。				

② 地域移行支援（新）

《内容》障がい者支援施設や矯正施設等の入所者を対象に地域移行支援計画の作成や同行支援など、地域移行に向けた様々な支援を行います。

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	人分/月	0	0	0
【見込量確保の方策】 事業者等と協議を進め、実施に向けて取組めます。				

③ 地域定着支援（新）

《内容》在宅単身者、又は同居する家族の支援が何らかの事情により受けられない障がいのある人の地域定着に向け、連絡体制を確保し、緊急時の相談・訪問等の対応を行います。

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域定着支援	人分/月	0	0	0
【見込量確保の方策】 事業者等と協議を進め、実施に向けて取組めます。				

第4. 子どもへの支援

1. 障がいのある子どもへの支援

第4期計画における国の基本指針において、障がいのある子どもへの支援に係る提供体制の確保が示されたことから、子育て支援部門、母子保健部門及び教育部門との緊密な連携をさらに強化し、適切な支援を受けることができるよう、必要なサービス量の確保・療育の場の充実に努めます。

また、障がいのある子どもへの支援体制整備にあたっては、北海道や本市が策定する子ども子育て支援事業計画との調和を保つとともに、子ども子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

2. 障がい児通所支援の実績と見込量等

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

《内容》主に就学前の障がいのある子どもを対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
人日分/月	-	-	-	-	-	-	114	114	114
人分/月	-	38	-	39	-	33	38	38	38

② 放課後等デイサービス

《内容》放課後等デイサービスは、就学後の障がいのある児童生徒を対象とし、授業の終了後・長期休暇中における生活能力の向上に必要な訓練等を行います。

単位	第3期計画						第4期計画		
	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 計画	H26 見込	H27 見込	H28 見込	H29 見込
人日分/月	-	-	-	-	-	-	250	250	250
人分/月	-	-	-	18	-	19	25	25	25

③ 障がい児相談支援（新）

《内容》障がい児通所サービスを利用する人に対し、利用計画を作成します。

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援	人	50	50	50

【見込量確保の方策】

就学前の子どもへの療育については、早期指導の重要性に鑑み、児童発達支援体制を構築し、子育て関係機関等との連携に努めます。また、就学児については、放課後等における社会適応能力等の向上を図るため、利用者支援や事業所との緊密な連携を図ります。

第5. 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携と理解の促進

(1) 関係機関・関係団体との連携

本計画の推進にあたっては、医療・福祉関係者や障がい者団体、行政関係者等で構成する「根室市地域自立支援協議会」において、その機能を活かしながら、地域の課題や困難事案の解消に努めます。

(2) 庁内連携体制の強化

障がい者施策は障がい分野のみならず、子ども・子育て、医療、介護、保健、教育、雇用など各分野で緊密な連携のもと取り組む必要があることから、庁内の連携体制の強化に努め、施策の推進を図ります。

(3) 国・北海道等との連携

障がい者施策は、国や都道府県の制度と密接に関わっていることから、国や北海道、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、各種施策を推進します。

また、根室圏域障がい者総合相談支援センターと緊密な連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

(4) 障がいに対する理解の促進

障がいや障がいのある人に対する地域における認識と理解を深めるために、あらゆる機会を活用し、普及・啓発に努めます。

2. 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

本計画は、障がい者等の生活に必要な福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであるため、関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていく必要があります。そのため、作成した計画については、3年ごとの実績把握だけではなく、定期的にその進捗状況を管理し、分析・評価の上、課題等がある場合には随時対応し、必要があれば本計画の見直しを実施します。

※PDCAサイクル…さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「改善（Act）」のプロセスを順に実施し、業務を継続的に見直ししながら、改善を図るもの。

<障がい福祉計画におけるPDCAサイクルプロセスのイメージ>

